令和８年（フ）第５９９４号
東京都目黒区洗足１丁目28―11―101
債務者　江川　千早
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０５５号
東京都練馬区平和台１丁目２－７－105
債務者　木谷　文子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９９２号
東京都葛飾区柴又５丁目13―１―203
債務者　會田千加子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９９８号
東京都板橋区高島平１丁目30―４
債務者　原　　誠
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０２７号
東京都練馬区石神井町１丁目５―18―201
債務者　村木りりか
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０３４号
東京都三鷹市北野２丁目４―32―302
債務者　藤城　真琳
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０３５号
東京都台東区根岸５丁目９－８－301
債務者　門脇　正展
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０６１号
東京都足立区東和３丁目２－１－306
債務者　伊藤　修治
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０７１号
東京都江戸川区中葛西７丁目17－８　ベイハイツ２　301
債務者　澁井　　優
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０９１号
東京都大田区仲六郷４丁目２－12―303
債務者　伊東　徳基
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６０９２号
東京都台東区寿１丁目６－７－604
債務者　山田　修嗣
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１００号
東京都文京区千石４丁目26―１－304
債務者　木村　緒祥
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１０１号
東京都江戸川区東小岩１丁目14―４－103
債務者　青木　弘子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１２３号
東京都足立区西新井本町２丁目19―４－409
債務者　山下健一郎
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１２６号
東京都台東区北上野２丁目11―14―301
債務者　田島　浩一
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１２８号
東京都墨田区横川５丁目９－４－207
債務者　安田　光一
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部